

# 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業実施要領

制定 令和6年12月27日6農産第3551号

農林水産省農産局長通知

## 第1 対象事業

本事業の実施については、国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金交付等要綱（令和6年12月27日付け6農産第3550号農林水産事務次官依頼通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

## 第2 事業実施主体

要綱別表1に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。
- 2 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- 3 要綱別表1の区分2の（7）の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
  - （1）第3の2の取組においては、産地の指導及び育成に取り組むとともに、以下のいずれかに取り組むこと。
    - ア 複数の生産者と一体的に行う、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等による事業対象品目の青果物の流通コストの低減
    - イ 生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体的に行う加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築
  - （2）以下のア及びイを満たすこと。
    - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
    - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有しているとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。
  - （3）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも

該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

4 要綱別表1の区分2の(9)のコンソーシアムは次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。
- (2) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

### 第3 事業内容

#### 1 サプライチェーン構築推進事業

##### (1) 事業内容

新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が行う、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な次に掲げる取組を支援する。

事業の実施に当たっては、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。なお、ア（ア）の取組は必須とする。

##### ア 品種の栽培実証等

###### (ア) 生産計画の策定

加工・業務用野菜のサプライチェーンを構築するために必要な検討会を開催し、本事業で実施した取組の内容を踏まえるかたちで、サプライチェーンの概要、当該品目の安定供給体制づくり等について取りまとめた生産計画の検討・策定を行うものとする。また、必要に応じて加工・業務用野菜産地の事例調査等を実施するものとする。

###### (イ) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

加工・業務用野菜の実需者ニーズに対応するため、実需者ニーズの調査、加工・業務用野菜に適した品種の選定、栽培技術の確立に向けた実証試験及び加工適正試験等を実施するものとする。

###### (ウ) GAP・トレーサビリティシステムの導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、GA

Pやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システムの実践、マニュアル作成等を行うものとする。

イ 農業機械及び予冷・貯蔵庫等のリース導入

農業機械、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入を行う。

(2) 事業対象品目

野菜に限る。

(3) 事業実施期間

原則1年以内

2 サプライチェーン連携強化推進事業

(1) 事業内容

生産現場のデータを実需者（卸売業、食品製造業、小売業、外食産業等）に提供する、又は実需者のデータを生産現場において取得するなど、複数産地と実需者等とのデータ連携による加工・業務用野菜のサプライチェーンの連携強化に向けた、次に掲げる取組を支援する。

なお、事業の実施に当たっては、イの取組は必須とする。

ア 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証

事業の実施に当たっては、次の（ア）から（エ）までを必須の取組とする。

（ア）検討会の設置

業務の効率化、輸送コストの低減等による効率的なサプライチェーン構築に向け、生育予測システムや集出荷システム等の検討会を設置するものとする。検討会の開催に当たっては、農業者、実需者等のサプライチェーン関係者を構成員とすること。

（イ）生育予測システム、集出荷システム等の導入・検証

生育予測システム、集出荷システム等を導入し、システムの産地等への適合性、コストを含む導入効果、効果的な技術の活用手法等について

（ア）の検討会で分析・検証を行うものとする。

また、必要に応じて、先進地での調査等を実施するものとする。

（ウ）翌年度以降の生産・販売への反映手法の検討

事業実施年度の翌年度以降の生産・販売について、（イ）で得られた分析・検証の結果の活用・反映手法を（ア）の検討会で検討するものとする。

（エ）成果の報告

（ア）から（ウ）までの成果に関する報告書を作成する。

イ システム連携等によるデータ共有体制の整備

事業の実施に当たっては、次の（ア）から（エ）までを必須の取組とする。

（ア）データの共有・連携に向けた調査・検討

農業者、実需者等がサプライチェーン内で行うデータ共有・連携の円滑化に向け、データの共有・連携方法の標準化等に関する検討会を開催するものとする。検討会の開催に当たっては、農業者、実需者等のサプライチェーン関係者を構成員とするほか、システムの連携を行う場合にあっては、ソフトウェア製造事業者、データ連携プラットフォーム運営事業者等を加えることが望ましい。

なお、共有・連携するデータは、あらかじめ、関係事業者へのヒアリングなどによりサプライチェーン関係者の意見を踏まえて選定するものとし、その共有・連携の手段や目的と合わせて別記様式第1号の事業実施計画に記載すること。

また、必要に応じて、先進地での調査等を実施するものとする。

(イ) データの共有・連携を行うためのプラットフォーム等の整備

データ連携の効果を高めるためのプログラム・アプリケーションの開発・改良、システムの改良、APIの整備その他データの共有・連携を行うための枠組み、プラットフォーム等の整備を行うものとする。

(ウ) データの共有・連携の実証

(イ) において整備した枠組み、プラットフォーム等を用いてデータの共有・連携の実証を行い、生産現場及び実需者におけるデータ連携の有効性の検証や今後ビジネスとして取り組む際の課題等について調査を行った上で、分析、評価及び改善検討を行う。

(エ) 成果の報告

(ア) から (ウ) までの成果に関する報告書を作成する。

ウ 機器、設備等のリース導入

ア及びイの取組に必要な電子タグ付き大型コンテナ等のリースによる導入を行う。

(2) 事業対象品目

野菜に限る。

(3) 事業実施期間

原則1年以内

#### 第4 補助対象経費

補助対象経費の範囲は別表のとおりとし、申請補助金額は千円単位（未満切り捨て）で計上することとする。

ただし、第3の1（1）イ及び2（1）イにより農業機械等・設備をリース導入する場合にあっては、以下の要件を満たすものとする。

1 農業機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

(1) 農業機械等・設備のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

ア 農業用機械等・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設

定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する農業機械等・設備は、本体価格が50万円以上であるものとする。

イ 農業機械等のリース料補助金の額は、次の算式によるものとする。

なお、リース物件価格には、リース導入に係る工事費等諸経費を含むことができるものとする。

ただし、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×補助率(1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。)

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×補助率(1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。)

ウ 事業実施主体は、リース内容や対象の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

エ 対象の範囲

導入する農業機械等・設備は、本事業における成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

(ア) 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等)

(イ) 中古の機械(ただし、都道府県知事(第3の2の事業にあつては、農産局長)が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。)

(ウ) 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

オ 利用条件

(ア) 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業機械等を継続利用する場合は、都道府県知事(第3の2の事業にあつては、農産局長)と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

(イ) 本事業で助成の対象となる農業機械等・設備のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の規定にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

(ウ) 導入する農業用機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償を必須とす

る。)に加入することが確実に見込まれるものとする。

(エ) 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

#### カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械等を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

(イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

(ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

キ 事業実施主体は、リース事業者を複数の業者からの見積りにより選定した上で、リース料を決定するものとする。

#### 2 補助金の支払申請に係る書類

(1) 事業実施主体は、リース契約に基づき農業機械等・設備を導入する場合は、都道府県知事等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(2) 都道府県知事等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、1に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

3 事業実施主体等は、作業安全対策に係る自らの取組状況を把握するなどにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

4 スマート農業機械（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）、IoT 機器（遠隔灌漑管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

5 農機データについて、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用して収穫機等を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、API を自社のweb サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境

を既に整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

## 第5 事業の成果目標及び目標年度の設定

### 1 成果目標

#### (1) サプライチェーン構築推進事業

別添に定める基準により設定するものとする。

#### (2) サプライチェーン連携強化推進事業

成果目標は、事業内容に応じて適切な指標を設定することとする。また、実証により実現しようとしているデータ連携の計画やその効果についても設定することとする。

### 2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 第6 事業実施手続

### 1 サプライチェーン構築推進事業

#### (1) 事業実施計画等の作成

ア 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、別記様式第1号別添2の環境負荷低減のチェックシートは、記載された各取組を事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画の内容を審査し、

(3)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別記様式第2号により都道府県計画を作成し、地方農政局長等（事業実施主体の事務所又は事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の事務所又は事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の事務所又は事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄とする地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

また、都道府県計画の提出に当たっては、対応する事業実施計画を添付するものとする。

#### (2) 事業の審査等

ア 地方農政局長等は、(1)イにより提出された都道府県計画について、要綱に照らして適正か否か審査を行い、適正と認められた場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

イ 農産局長は、アにより報告のあった都道府県計画について、第8の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった事業実施計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イの通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

エ 都道府県知事は、ウの承認に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画を承認し、当該事業実施主体に通知するものとする。

オ 要綱第14の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、要綱別記様式第3号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

また、事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、(1)及び(2)のアからエまでに準じた手続を行うものとする。

(ア) 成果目標の変更

(イ) (ア)に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

### (3) 事業実施計画の審査基準

都道府県知事は、事業実施計画について別添に定める審査基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、都道府県計画にポイントを記載し、要綱に照らして適正か否かについて確認の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

### (4) 事業の着手

ア 事業は原則として、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 都道府県知事は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 2 サプライチェーン連携強化推進事業

### (1) 事業実施計画の作成

ア 事業実施主体は、別記様式第4号により事業実施計画を作成して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

また、別記様式第4号別添2の環境負荷低減のチェックシートは、記載された各取組を事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付するものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

イ 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別記様式第5号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる事業実施計画の協議又はイによる特認団体協議書の協議を受けた場合は、その内容を確認し、その内容が適切であると認められるときには、事業実施主体に通知するものとする。

エ 要綱第14の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、要綱別記様式第3号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

また、事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、アからウまでに準じた手続を行うものとする。

(ア) 成果目標の変更

(イ) (ア)に掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

### (2) 事業の着手

ア 事業は、事業は原則として、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合には、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第6号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手

するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第7 点検評価等

### 1 サプライチェーン構築推進事業

#### (1) 事業実施状況の報告

本事業の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別記様式第7号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

イ 都道府県知事は、アにより報告のあった事業実施主体の事業実施状況について、報告を受けた年度の8月末日までに、別記様式第8号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずることを求めるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イの事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

#### (2) 事業成果の評価

成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第9号により都道府県知事に報告するものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実施主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じてこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

ウ 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むように指導するとともに、指導を行って

から1か月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式第11号により提出させるものとする。

ただし、事業実施主体及び都道府県知事が行う当該改善計画に基づく取組の実施結果の評価はア及びイに準ずるものとする。

エ ウの規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、事業実施主体に対し事業実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、カの地方農政局長が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、事業実施計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

(ア) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(イ) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

オ 都道府県知事は、ウにより事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

カ 地方農政局長等は、イ及びオにより都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を農産局長に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

キ 地方農政局長は、オにより改善計画の提出を受けた場合には、遅滞なく農政局長に報告するものとする。

また、カにより指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

ク 事業評価を行った都道府県知事、地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

### (3) 報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 2 サプライチェーン連携強化推進事業

### (1) 事業実施状況の報告

ア 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別記様式第12号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

### (2) 事業の評価

ア 事業実施主体は、成果目標の達成状況について自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第13号により地方農政局長等に報告するものとする。

イ 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

ウ 地方農政局長等は、農産局長に対し、イの検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

オ 地方農政局長等は、エにより取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

カ 地方農政局長等は、イの点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第14号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、エの委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

(ア) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(イ) 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

### (3) 報告又は指導

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 第8 配分基準

第3の1の事業における都道府県への配分については、以下の1及び2により、配分対象となる事業実施計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった事業実施計画の実施が取り止めになった場合、次年度に同一の計画で要望があっても配分対象としないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

1 地方農政局長等は、第6の1(1)イにより提出のあった都道府県計画を審

査し、配分対象となる事業実施計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、農産局長に提出するものとする。

- 2 農産局長は、第6の1(2)アにより提出のあった計画について、事業実施計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

## 第9 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業実施主体等が本事業の実施により相当の利益を得た場合には、要綱第26の規定に基づき、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年の間、別記様式第15号により各年度における収益の状況を記載した収益状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長等（第3の2の事業にあつては農産局長）に報告するものとする。また、地方農政局長等（第3の2の事業にあつては農産局長）が特に必要と認める場合には、当該報告をする期間を延長することができるものとする。
- 2 地方農政局長等（第3の2の事業にあつては農産局長）は、事業実施主体等が相当の収益を得たと認める場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、本事業に対する補助金の額を限度とし、地方農政局長等（第3の2の事業にあつては農産局長）が特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

## 第10 その他

- 1 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が要綱又は本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、都道府県知事（第3の2の事業にあつては国）は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

- 3 第3の1に係る補助金の経理は、都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。
- 4 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別表 補助対象経費

費目	細目	対象メニュー	内容	注意点
備品費		1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得価格が50万円未満のものに限るものとする。</li> <li>耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
人件費		1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	

通信・運搬費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
借上費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。</li> <li>・ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。</li> </ul>
システム導入費	2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格 50 万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが 2 社以下の場合を除き、原則 3 社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。</li> <li>・クラウド使用料を含む。</li> </ul>
開発・改良費	2 サプライチェーン連携強化推進事業	<p>本事業を実施するために直接必要なシステム等の開発・改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム設計費等</li> <li>・専門家に支払う謝金、人件費及び旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・API の整備・改良及びシステム開発・改良（API 接続検証に必要となる開発・改良を含む。）並びにデータ連携の効果を高めるために必要なプログラムやアプリケーション等の開発・改良に必要な経費に限る。</li> <li>・謝金、人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事象実施主体等に対する謝金は認めない。</li> <li>・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該当該事業に直接従事する</li> </ul>

				者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
印刷製本費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費		
資料購入費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に係る経費		・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
消耗品費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・ USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験に用いる低廉な器具等		・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
原材料費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費		・ 原材料は物品受払簿で管理すること。

	資材費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資材費	
	情報発信費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な農業用機械の燃料代	
旅費	委員旅費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体等に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部分を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
役務費		1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費</li> <li>・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料</li> </ul>	

雑役務費	手数料	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	1 サプライチェーン構築推進事業 2 サプライチェーン連携強化推進事業	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

注1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体等で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは、補助対象経費として認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別添 第3の1 サプライチェーン構築推進事業関係

事業実施主体は第3の1（1）アに取り組む場合は成果目標の1から3までのうちから一つを選択し、加算の1から7までのうち該当する項目についてポイントを加算する。第3の1（1）イに取り組む場合は成果目標の4又は5を設定し、加算の1から8までのうち該当する項目についてポイントを加算する。

審査基準

区 分	指 標	備 考	
成果目標	1. 作付面積規模 新たに加工・業務用野菜を作付する面積を増加させることとする。 2ha以上増加させることは必須とする。	増加面積 20ha以上・・・10ポイント 15ha以上・・・8ポイント 10ha以上・・・6ポイント 5ha以上・・・4ポイント 2ha以上・・・2ポイント	
	2. 販売額又は所得額の増加 販売額又は所得額(※)を増加させること。 2%以上増加させることは必須とする。 (※)原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	
	3. 単収の増加 当該品目の単収を現状より増加させること。 2%以上増加させることは必須とする。	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	
	4. 契約取引の割合 対象品目の出荷量の50%以上が、実需者との契約取引に基づく出荷量であることを必須とする。 生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が50%以上であることを必須とする。	80%以上・・・10ポイント 70%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 50%以上・・・4ポイント	複数の品目で取り組む場合は、契約取引に基づく出荷量の合計が総出荷量の50%以上であること。
	5. 労働生産性 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を縮減する生産を行うものとする。	41%以上・・・10ポイント 31%以上・・・8ポイント 21%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント	

	る。 5%以上縮減することを必須とする。	5%以上・・・2ポイント	
加算	1. 品目加算 国産切り替えを重点的に進める品目を選択する場合は加算できるものとする。	50%以上・・・10ポイント 45%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・2ポイント	たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめの7品目から選定。
	2. 都道府県加算 事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。	6ポイント	複数の事業実施計画に加算できるものとする。 ただし、1事業実施計画に加算できるポイントは2ポイントまでとする。
	3. 主食用水稲からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稲を作付けした面積から新たに加工・業務用野菜に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	10ha以上・・・3ポイント 5ha以上・・・2ポイント 3ha以上・・・1ポイント	
	4. 農福連携の推進 事業実施主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。	2ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。
	5. GAP認証等の取得 事業実施主体が、GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）を取得し	2ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。

	ている場合は加算できるものとする。		
	<p>6. 環境負荷低減事業活動の促進 以下のいずれかに該当する場合加算できるものとする。</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）みどりの食料システム法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>	2ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。
	<p>7. スマート農業技術活用の促進 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第5項の規定に基づ</p>	2ポイント	該当する場合は資料を添付すること（様式任意）。

	<p>き、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は割当内示日までに認定を受ける見込みがある場合。</p>		
	<p>8. 作付面積規模</p> <p>新たに加工・業務用野菜を作付する面積を増加させることとする。</p> <p>2 ha 以上増加させることは必須とする。</p>	<p>合計面積</p> <p>20ha 以上・・・10 ポイント</p> <p>15ha 以上・・・8 ポイント</p> <p>10ha 以上・・・6 ポイント</p> <p>5 ha 以上・・・4 ポイント</p> <p>2 ha 以上・・・2 ポイント</p>	

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）事業実施計画の（変更）協議について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第6の1（1）アの規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 事業実施計画書（別記様式第1号別添1）を添付すること。  
2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。  
3 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

# 事業実施計画書

(国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 (サプライチェーン構築推進事業)  
実施状況報告 兼 評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

注：各項目について、必要に応じて適宜、行を追加して記入すること。

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体が関係する地域の野菜生産（栽培品目、栽培面積、農家戸数、担い手、機械化、省力化等の栽培技術等）の状況を記載。

3 事業実施担当者

フリガナ	
氏名	
所属部署	
職名	
所属先住所	
電話番号	
メールアドレス	

4 事業会計担当者

フリガナ	
氏名	
所属部署	
職名	
所属先住所	
電話番号	
メールアドレス	

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生産計画の策定	0 円	円	円	円	定額	
(2) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験	0 円	円	円	円	定額	
(3) GAP・トレーサビリティシステムの導入	0 円	円	円	円	定額	
(4) 農業機械及び予冷・貯蔵庫のリース導入	0 円	円	円	円	1/2	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円		

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：(1) 生産計画の策定は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏 名	備 考

### 第3 事業の目的及び成果目標

#### 1 事業の目的

--

注1：対象品目の生産・販売等の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

注2：事業に取り組む目的の記入に当たっては、実施要領第3の1（1）の事業内容に合致するものであることを具体的かつ簡潔に記入すること。

#### 2 成果目標

##### （1）事業実施主体の成果目標（実施要領第5の1（1）関係）

具体的な内容	品目	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
		基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合計						

注1：実施要領第5の1（1）に基づき設定した成果目標を記載。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

### 第4 事業内容

#### 1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容
年 月	
年 月	
年 月	

## 2 生産計画の策定

### (1) 生産計画策定のための協議会の設置・運営

#### ア 協議会の構成

協議会名	所属・役職名	氏名	備考

注1：開催する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

#### イ 協議会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

### (2) 産地事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

### (3) 産地事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

### (4) 生産計画の作成

計画の内容	作成部数	備考

### 3 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験

#### (1) 実需者ニーズ把握のための調査

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注：調査する内容ごとに記入すること。

#### (2) 加工・業務用に適した品種の選定・実証等

試験時期	品目	試験ほ場設置場所	ほ場面積	管理責任者	試験内容	備考
年 月			a			
年 月			a			
合計			0 a			

注1：「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

注2：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

#### (3) 加工・業務用に適した栽培技術の確立に係る実証等

試験時期	品目	試験ほ場設置場所	ほ場面積	管理責任者	試験内容	備考
年 月			a			
年 月			a			
合計			0 a			

注1：「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

注2：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

(4) 加工・業務用適性検査の実施

検査時期	品目	検査内容等	検査人数	備考
年 月				

注：品目や品種等ごとに記載すること。

(5) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

注：実施する取組の内容ごとに記入すること。

4 GAP・トレーサビリティシステムの導入

(1) GAP・トレーサビリティシステムの導入に向けた検討会の開催・運営

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注1：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

(2) GAP・トレーサビリティシステムの実践

取組	内容	備考

(3) マニュアル等の作成

マニュアルの内容等	作成部数	備考

(4) その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考
年 月		

注：実施する取組の内容ごとに記入すること。

5 農業機械及び予冷・貯蔵庫のリース導入

(1) 取組詳細

取組内容	導入時期	具体的な内容及び導入効果	備考

注：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

(2) 作業合理化の詳細

生産工程	導入機械・設備	作業内容	導入状況等

注1：「生産工程」欄には、耕うん、播種、栽培管理、収穫等、主要な工程を記載すること。

注2：「導入状況等」欄には、今回機械・設備を導入する場合は「該当あり」、既に導入されている場合は「導入済」、機械化や整備が不要な場合は「該当なし」と記載すること。

(3) 機械・設備のリース導入に係る事項

ア リース内容

品目名	機械・設備名	仕様・製造会社名・型式	台数	面積	機械・設備管理者	保管・設置場所	備考
			台	ha			
			台	ha			

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

イ 導入する機械・設備の規模決定根拠

機械・設備名	リース物件価格	リースする機械・設備の選定理由及び規模決定の根拠	備考
	円		
	円		

注1：「リース物件価格(円)」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2：「リースする機械・設備の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械・設備の能力を決定(導入する機械・設備の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械・設備の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

ウ 機械・設備のリース料等

リース期間(※1又は※2のいずれかを記入)	開始月～終了月(※1)	年 月 ~ 年 月	リース借受日から〇年間(※2)	年
リース物件取得予定価格(消費税抜き) ①	円	※リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。 (使用した算式に〇を記入すること) I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 以内 II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内		
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き) ②	円			
リース料助成申請額 ③	円			
リース諸費用(消費税抜き) ④	円			
消費税 ⑤	円			
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤	0円			

注1：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注2：複数の機械・設備をリース導入する場合、表を追加し、機械・設備ごとに記載すること。

6 加工・業務用野菜への転換の取組

品 目	加工・業務用野菜の作付面積				備 考
	基準年度 ( 年度)	1 年目 ( 年度)	2 年目 ( 年度)	目標年度 ( 年度)	
	ha	ha	ha	ha	
	うち7品目 ha	うち7品目 ha	うち7品目 ha	うち7品目 ha	
	うち主食用水稲 ha	うち主食用水稲 ha	うち主食用水稲 ha	うち主食用水稲 ha	
合計面積	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	

注1：事業の受益地に係る作付面積について記入すること。

注2：複数の品目・品種等に取り組む場合は、区別して記載すること。

注3：「うち7品目」欄には、転換による野菜の作付面積のうち7品目（たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、にんじん、えだまめ）の面積を記載すること。

注4：「うち主食用水稲」欄には、主食用水稲から野菜に転換する面積を記載すること。

7 事業完了（予定）年月日                      年      月      日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生産計画の策定	0 円	円	円	円	
(2) 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験	0 円	円	円	円	
(3) GAP・トレーサビリティシステムの導入	0 円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

注：実施要領別表の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第6 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（又は整備する見込みである）

整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー（令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

- ・国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
- ・海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

〇〇 殿

年 月 日

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。  
該当しない場合は、/（斜線）を記入してください。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(1) 適正な施肥</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥料の適正な保管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肥料の使用状況等の記録・保存に努める</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作物特性やデータに基づく施肥設計を検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物の適正な施用による土づくりを検討</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(1) 適正な施肥	申請時 (します)	肥料の適正な保管		肥料の使用状況等の記録・保存に努める		作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		有機物の適正な施用による土づくりを検討		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(4) 悪臭及び害虫の発生防止</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	申請時 (します)	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める			
(1) 適正な施肥	申請時 (します)																
肥料の適正な保管																	
肥料の使用状況等の記録・保存に努める																	
作物特性やデータに基づく施肥設計を検討																	
有機物の適正な施用による土づくりを検討																	
(4) 悪臭及び害虫の発生防止	申請時 (します)																
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(2) 適正な防除</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農薬の適正な使用・保管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農薬の使用状況等の記録・保存</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(2) 適正な防除	申請時 (します)	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める		多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討		農薬の適正な使用・保管		農薬の使用状況等の記録・保存		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	申請時 (します)	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
(2) 適正な防除	申請時 (します)																
病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討																	
病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める																	
多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討																	
農薬の適正な使用・保管																	
農薬の使用状況等の記録・保存																	
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	申請時 (します)																
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(3) エネルギーの節減</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(3) エネルギーの節減	申請時 (します)	農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(6) 生物多様性への悪影響の防止</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(6) 生物多様性への悪影響の防止	申請時 (します)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）		多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）					
(3) エネルギーの節減	申請時 (します)																
農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める																	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める																	
(6) 生物多様性への悪影響の防止	申請時 (します)																
病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）																	
多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">(7) 環境関係法令の遵守等</th> <th style="width: 20%;">申請時 (します)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みどりの食料システム戦略の理解</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法令の遵守</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正しい知識に基づく作業安全に努める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(7) 環境関係法令の遵守等	申請時 (します)	みどりの食料システム戦略の理解		関係法令の遵守		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める		正しい知識に基づく作業安全に努める							
(7) 環境関係法令の遵守等	申請時 (します)																
みどりの食料システム戦略の理解																	
関係法令の遵守																	
農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める																	
正しい知識に基づく作業安全に努める																	

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

氏名 (法人の場合は代表者名)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。  
該当しない場合は、/ (斜線) を記入してください。

<b>(1) 適正な施肥</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	

<b>(2) 適正な防除</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	

<b>(3) エネルギーの節減</b>	申請時 (します)
工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>	申請時 (します)
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

<b>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	申請時 (します)
食品ロスの削減に努める	
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
資源の再利用を検討	

<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>	申請時 (します)
生物多様性に配慮した事業実施に努める	
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	

<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>	申請時 (します)
みどりの食料システム戦略の理解	
関係法令の遵守	
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
機械等の適切な整備と管理に努める	
正しい知識に基づく作業安全に努める	

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(民間事業者・自治体等向け)

氏名 (法人の場合は代表者名)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。  
該当しない場合は、/ (斜線) を記入してください。

<b>(1) 適正な施肥</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	

<b>(2) 適正な防除</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	

<b>(3) エネルギーの節減</b>	申請時 (します)
オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>	申請時 (します)
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

<b>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	申請時 (します)
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
資源の再利用を検討	

<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>	申請時 (します)
生物多様性に配慮した事業実施に努める	
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	

<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>	申請時 (します)
みどりの食料システム戦略の理解	
関係法令の遵守	
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
機械等の適切な整備と管理に努める	
正しい知識に基づく作業安全に努める	

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）都道府県計画の（変更）協議について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第6の1（1）イの規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 都道府県事業計画書（別記様式第2号別添）を添付すること。  
2 事業実施計画書（別記様式第1号別添1）の写し及び当該計画の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。  
3 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。  
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

都道府県事業計画書（都道府県計画）  
（国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業））

事業実施年度： 年度

都道府県名：

注：各項目について、必要に応じて適宜、行を追加して記入すること。

第1 本事業と都道府県の園芸作物生産振興方針との整合性

--

第2 事業実施計画総括表

1 総括表

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
サプライチェーン構築推進事業	0 円	円	円	円	定額	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円		

2 事業概要等

整理番号	ポイント	事業実施主体名	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助	自己負担	その他	
			0 円	円	円	円	
			0 円	円	円	円	
			0 円	円	円	円	
			0 円	円	円	円	
合 計			0 円	0 円	0 円	0 円	

注1：「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了（予定）年月日                      年      月      日

第3 収支予算（又は精算）

1 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

2 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
サプライチェーン構築推進事業	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

第4 添付資料（添付書類名を記載すること。）

- 1 事業実施主体ごとの別記様式第1号別添1の事業実施計画の写し
- 2 別記様式第2号別添2「取組の概要（個表）」
- 3 その他、地方農政局長等が必要と認める資料

### 取組の概要（個票）

事業名	サプライチェーン構築推進事業			
事業実施主体名		ポイント		整理番号
事業費	円 〔 うち国庫補助： 円 〕 自己資金： 円 その他： 円			
対象品目				
成果目標				
取組内容				
事業目的との 整合性、事業効果				
事業要件				
事業実施主体の 適格性等				
事業内容、補助 対象経費及び 補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性
	サプライチェーン構築推進事業			
備考				

注1：「ポイント」欄は、別添の審査基準に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2：「整理番号」欄は、事業実施計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3：「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）交付決定前着手届について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第6の1（4）アの規定に基づき、交付決定前に着手したいので届け出ます。

#### 記

##### 1 交付決定前着手に係る条件

以下3点の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

- ・交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- ・交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- ・当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

##### 2 事業内容

##### 3 事業費

##### 4 着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日：

完了予定年月日：

##### 5 理由

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）事業実施計画の（変更）協議について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金交付等要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第6の2（1）アの規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 事業実施計画書（別記様式第4号別添1）を添付すること。  
2 特認団体の協議にあつては特認団体協議書（別記様式第5号）を添付すること。  
3 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。  
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

# 事業実施計画書

(国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 (サプライチェーン連携強化推進事業)  
実施状況報告 兼 評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

注：各項目について、必要に応じて適宜、行を追加して記入すること。

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体が関係する野菜の生産、流通、加工、販売等の状況（サプライチェーンの各段階の現状、連携の現状等）を記載。

3 事業実施担当者

フリガナ	
氏名	
所属部署	
職名	
所属先住所	
電話番号	
メールアドレス	

4 事業会計担当者

フリガナ	
氏名	
所属部署	
職名	
所属先住所	
電話番号	
メールアドレス	

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証	0 円	円	円	円	定額	
(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備	0 円	円	円	円	定額	
(3) 機器、設備等のリース導入	0 円	円	円	円	定額	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円		

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏 名	備 考

### 第3 事業の目的及び成果目標

#### 1 事業の目的

--

注1：対象品目のサプライチェーンの各段階（生産、流通、加工、販売等）の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

注2：事業に取り組む目的の記入に当たっては、実施要領第3の2（1）の事業内容に合致するものであることを具体的かつ簡潔に記入すること。

#### 2 サプライチェーンの概要

##### （1）構成員

生産者	中間事業者	食品製造事業者	小売事業者	その他の関係者

##### （2）連携の状況（事業のイメージ図）

<現状>

--

<事業実施後>

--



注：構成員名及び構成員間でどのデータの連携・共有が行われているか、データの内容や連携・共有の手段を明記する。

### 3 成果目標

#### (1) 事業実施主体の成果目標（実施要領第5の1（2）関係）

具体的な内容	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合計					

注1：実施要領第5の1（2）に基づき設定した成果目標を記載。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

### 第4 事業内容

#### 1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容
年 月	
年 月	
年 月	

#### 2 生育予測システムや集出荷システム等の導入、検証

##### (1) 検討会の開催

##### ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

エ 先進事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 生育予測システム、集出荷システム等の導入、検証

ア システムの導入

名称	内容	活用方法	導入による効果	備考

イ 導入効果、活用方法等の分析、検討

時期	内容	体制	備考
年 月			

注1：内容には、導入効果、活用方法等の分析、検討の内容や手法を記入する。

注2：体制には、導入効果、活用方法等の分析、検討を行うメンバーや協議の体制を記入する。

(3) 翌年度以降の生産・販売への反映手法の検討

時 期	内 容	体 制	備 考
年 月			

注1：内容には、導入効果、活用方法等の分析、検討の内容や手法を記入する。

注2：体制には、導入効果、活用方法等の分析、検討を行うメンバーや協議の体制を記入する。

(4) 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備考

3 システム連携等によるデータ共有体制の整備

(1) データの共有・連携に向けた調査・検証

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

エ 先進事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

(2) データの共有・連携を行うためのプラットフォーム等の整備

取組内容	導入、改良が必要なシステム等	活用方法	効果	備考

(3) データの共有・連携の実証

実証時期	実証内容	構成員	管理責任者	備考
年 月				

注：「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

(4) 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備考

## 5 機器、設備等のリース導入

### (1) 取組詳細

取組内容	導入時期	取組への必要性	備考

注1：実施する取組の内容ごとに記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

### (2) 機器、設備等のリース導入に係る事項

#### ア リース内容

機器、設備等の名称	仕様・製造会社名・型式	台数	面積	機器、設備等管理者	保管・設置場所	備考
		台	ha			
		台	ha			

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

#### イ 導入する機器、設備等の規模決定根拠

機器、設備等の名称	リース物件価格	リースする機器、設備等の選定理由及び規模決定の根拠	備考
	円		
	円		

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする機器・設備等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機器・設備等の能力を決定（導入する機器・設備等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機器・設備等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

ウ 機器、設備等のリース料等

リース期間（※1又は※2のいずれかを記入）	開始月～終了月（※1）	年 月 ～ 年 月	リース借受日から〇年間（※2）	年
リース物件取得予定価格（消費税抜き） ①	円	※リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。 （使用した算式に〇を記入すること） I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 以内 II （リース物件価格 - 残存価格） × 1/2 以内		
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き） ②	円			
リース料助成申請額 ③	円			
リース諸費用（消費税抜き） ④	円			
消費税 ⑤	円			
事業実施主体負担リース料（消費税込み）①-②-③+④+⑤	0 円			

注1：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注2：複数の機器、設備等をリース導入する場合、表を追加し、機器、設備等ごとに記載すること。

7 事業完了（予定）年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証	0 円	円	円	円	
(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備	0 円	円	円	円	
(3) 機器、設備等のリース導入	0 円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

注：実施要領別表の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第6 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（又は整備する見込みである）

整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー（令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

- ・国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
- ・海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

〇〇 殿

年 月 日

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

### （農業経営体向け）

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。  
該当しない場合は、/（斜線）を記入してください。

<b>（１）適正な施肥</b>	申請時 (します)	<b>（４）悪臭及び害虫の発生防止</b>	申請時 (します)
肥料の適正な保管		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
肥料の使用状況等の記録・保存に努める			
作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		<b>（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	申請時 (します)
有機物の適正な施用による土づくりを検討		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
<b>（２）適正な防除</b>	申請時 (します)	<b>（６）生物多様性への悪影響の防止</b>	申請時 (します)
病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	
病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める		多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	
多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討			
農薬の適正な使用・保管		<b>（７）環境関係法令の遵守等</b>	申請時 (します)
農薬の使用状況等の記録・保存		みどりの食料システム戦略の理解	
		関係法令の遵守	
<b>（３）エネルギーの節減</b>	申請時 (します)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		正しい知識に基づく作業安全に努める	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める			

（注）取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

氏名 (法人の場合は代表者名)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。  
該当しない場合は、/ (斜線) を記入してください。

<b>(1) 適正な施肥</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	

<b>(2) 適正な防除</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	

<b>(3) エネルギーの節減</b>	申請時 (します)
工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>	申請時 (します)
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

<b>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	申請時 (します)
食品ロスの削減に努める	
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
資源の再利用を検討	

<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>	申請時 (します)
生物多様性に配慮した事業実施に努める	
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	

<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>	申請時 (します)
みどりの食料システム戦略の理解	
関係法令の遵守	
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
機械等の適切な整備と管理に努める	
正しい知識に基づく作業安全に努める	

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

氏名 (法人の場合は代表者名)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。  
該当しない場合は、/ (斜線) を記入してください。

<b>(1) 適正な施肥</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	

<b>(2) 適正な防除</b>	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	

<b>(3) エネルギーの節減</b>	申請時 (します)
オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>	申請時 (します)
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

<b>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	申請時 (します)
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
資源の再利用を検討	

<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>	申請時 (します)
生物多様性に配慮した事業実施に努める	
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	

<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>	申請時 (します)
みどりの食料システム戦略の理解	
関係法令の遵守	
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
機械等の適切な整備と管理に努める	
正しい知識に基づく作業安全に努める	

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。  
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること。  
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること。  
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。  
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）交付決定前着手届について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第6の2（2）アの規定に基づき、下記のとおり、交付決定前に着手したので届け出ます。

#### 記

#### 1 交付決定前着手に係る条件

以下3点の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

- ・交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- ・交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- ・当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

#### 2 事業内容

#### 3 事業費

#### 4 着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日：

完了予定年月日：

#### 5 理由

別記様式第7号（第7の1（1）ア関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）実施状況報告書の提出について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第7の1（1）アの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）事業実施状況報告書（別記様式第1号別添1に準ずるもの）を添付すること

別記様式第8号（第7の1（1）イ関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）実施状況報告書の提出について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第7の1（1）イの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）事業実施状況報告書（別記様式第8号別添）を添付すること

## 事業実施状況報告書

(国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業(サプライチェーン構築推進事業))

事業実施年度： 年度

---

事業実施状況報告年度： 年度

---

目標年度： 年度

---

都道府県名： \_\_\_\_\_

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

事業実施主体名	品目	市町村名	達成状況	事業実施主体に対する措置

注：事業実施主体に対する措置欄については、事業実施主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第2 添付資料（添付書類名を記載すること。）

- 1 各事業実施主体ごとの別記様式第1号別添1の事業実施状況報告書の写し
- 2 その他、都道府県が必要と認める資料

別記様式第9号（第7の1（2）ア関係）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）の評価報告について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第7の1（2）アの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）評価報告書（別記様式第1号別添1に準ずるもの）を添付すること

別記様式第10号（第7の1（2）イ関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業評価報告について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第7の1（2）イの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）評価報告書（別記様式第10号別添）を添付すること

別記様式第10号別添

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）に関する  
事業評価票（総括表）

1 サプライチェーン構築推進

事業実施主体名	品 目	市町村名	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① ( 年度)	実績値② ( 年度)	達成度合 (②/①×100)			
					%			
					%			
					%			

注：都道府県知事が自然災害等又は社会経済情勢の変化により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替方法で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

添付資料 （添付書類名を記載すること。）

- (1) 当該事業実施主体の別記様式第1号別添1の評価報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）（令和〇年度）における改善計画について

令和〇年度において、国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン構築推進事業）について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画  
（改善計画は、1か年の計画とし、別記様式第1号別添1に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

区分	指標	事業実施後の状況（実績）			改善計画	
		目標年	目標値	達成度	目標値	達成度

- 4 改善方策  
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第12号（第7の2（1）ア関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）実施状況報告書の提出について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月〇日付け6農産第〇〇号）第7の2（1）アの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）事業実施状況報告書（別記様式第4号別添1に準ずるもの）を添付すること

別記様式第13号（第7の2（2）ア関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和○年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）の評価報告について

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年○月○日付け6農産第○○号）第7の2（2）アの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）評価報告書（別記様式第4号別添1に準ずるもの）を添付すること

番 号  
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）（令和〇年度）における改善計画について

令和〇年度において、国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画  
（改善計画は、1か年の計画とし、別記様式第4号別添1に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

区分	指標	事業実施後の状況（実績）			改善計画	
		目標年	目標値	達成度	目標値	達成度

- 4 改善方策  
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名  
所 在 地  
代 表 者 氏 名

令和〇年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（〇〇事業）収益  
状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった国産野菜  
サプライチェーン連携強化緊急対策事業（〇〇事業）に関する令和〇年度の収益の状況  
について、国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年〇月  
〇日付け6農産第〇〇号）第9の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 事業の内容                        |   |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額         | 円 |
| 3 上に要する費用の総額                   | 円 |
| 4 補助金の確定額（令和〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定） | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額                  | 円 |
| 6 本年度収益納付額                     | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。